

議案第45号

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第20項を附則第21項とし、附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第15項から第17項まで」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第18項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の

都市計画税の特例)」を付する。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和8年6月5日提出

飯能市長 新井重治

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(法附則第 15 条の 11 第 1 項の条 例で定める割合)</u></p> <p>7 <u>法附則第 15 条の 11 第 1 項に規 定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u></p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市 計画税の減額の規定の適用を受けよ うとする者がすべき申告)</p> <p>8 省略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和 6 年度 から令和 8 年度までの各年度分の都 市計画税の特例)</u></p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 附則第 9 項の規定の適用を受け る宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整 都市計画税額は、当該宅地等調整都 市計画税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき価格に 10 分の 2 を乗じて 得た額 (当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定 の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額) を当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合におけ</p>	<p>附 則</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市 計画税の減額の規定の適用を受けよ うとする者がすべき申告)</p> <p>7 省略</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和 6 年度 から令和 8 年度までの各年度分の都 市計画税の特例)</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 附則第 8 項の規定の適用を受け る宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整 都市計画税額は、当該宅地等調整都 市計画税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき価格に 10 分の 2 を乗じて 得た額 (当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定 の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額) を当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合におけ</p>

る都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を

る都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を

乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.4 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1.5 省略

1.6 省略

1.7 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.8 省略

1.9 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項から第17項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の

乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.3 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1.4 省略

1.5 省略

1.6 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.7 省略

1.8 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2

2第1項に、附則第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

20 省略

(令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

21 省略

第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

19 省略

(令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

20 省略

3 令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された
同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋に対して課する都
市計画税については、なお従前の例による。

4 平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定
する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課
する都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定
する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計
画税については、なお従前の例による。

6 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われ
た新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用に
ついては、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用
地」とする。

7 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が
行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従
前の例による。

8 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五
十六条第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同
項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とす
る。

9 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附
則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
（国民健康保険税に関する経過措置）

第十八条 新法附則第三十七条の三の規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の国
民健康保険税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの国民健康保険税については、な
お従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）
の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの
附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後
にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第二十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第二十一条 電磁的記録提供命令（新法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録提供命令をい
う。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができな
い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この
条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当
たつては、デジタル社会において個人情報保護の保護がより重要となつてきていることに鑑み、できる限り
地方税法第二十二条の三第一項に規定する犯規事件と関連性を有しない個人情報取得することと
ならないよう、特に留意しなければならない。

（自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源の確保）
第二十二条 国は、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方税の減収に
係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講
ずるものとする。

2 国は、前項の措置が講ぜられるまでの間、同項の地方税の減収により地方団体の財政運営に支障
を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（道路運送車両法の一部改正）
第二十三条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第七十六条の二十七第一項第三号中「軽自動車税種別割（軽自動車税の種別割（地方税法（昭和
二十五年法律第二百二十六号）第四百四十二条第二号に掲げる種別割をいう。）をいう。第九十七条
の二第一項及び第二項において同じ。）」を「軽自動車税」と改める。

第九十七条の二第一項中「自動車税種別割（自動車税の種別割（地方税法第四百四十五条第二号に
掲げる種別割をいう。）をいう。次項において同じ。）」又は「軽自動車税種別割」を「自動車税又は軽自
動車税」と改め、同条第二項中「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動
車税」と改める。
（道路運送車両法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 前条の規定による改正後の道路運送車両法（以下この条及び附則第二十四条において「新
道路運送車両法」という。）の規定の適用については、当分の間、新道路運送車両法第七十六条の二
十七第一項第三号中「納付」とあるのは、「納付（検査対象軽自動車に係る令和元年度以前の年度分
の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前
の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する軽自動車税及び令和七年度以前の年度
分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税
法に規定する軽自動車税の種別割の納付を含む。）」とする。

2 令和七年度以前の年度分の旧法に規定する自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割を課された
ことがある自動車（次項の規定の適用があるものを除く。）については、新道路運送車両法第九十七条
の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税又は軽自動車税」とある
のは、「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条
の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税の種別割
若しくは令和八年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）又は令和七
年度以前の年度分の同法に規定する軽自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の軽自動車
税（次項において「軽自動車税等」という。）」と、同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」とあ
るのは、「自動車税等又は軽自動車税等」とする。

3 令和元年度以前の年度分の二十八年度に規定する自動車税又は軽自動車税を課されたことがあ
る自動車についての新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、
同条第一項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは、「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一
部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和
二十五年法律第二百二十六号）以下この項において「平成二十八年度改正前の地方税法」という。）に
規定する自動車税、令和元年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律
（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「令和八年改
正前の地方税法」という。）に規定する自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の自動車
税（次項において「自動車税等」という。）」又は令和元年度以前の年度分の平成二十八年度改正前の地
方税法に規定する軽自動車税、令和元年度から令和七年度までの各年度分の令和八年改正前の地方
税法に規定する軽自動車税の種別割若しくは令和八年度以後の年度分の軽自動車税（次項において
「軽自動車税等」という。）」と、同条第二項中「自動車税又は軽自動車税」とあるのは、「自動車税
等又は軽自動車税等」とする。
（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一
部改正）

第二十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する
法律（昭和二十七年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「取得し、又は」を削り、「第四百四十五条第三号」を「第四百四十五条」に改め、「合衆
国軍隊が日本国において取得した地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以
上のもの及び」を削り、「同条第三号」を「地方税法第四百四十二条第一号」に改める。

4 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

5 令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和四年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された附則第八条に掲げる規定による改正前の地方税法（次項から第十三項までにおいて「八号旧法」という。）附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。

16 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

18 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」と、「附則第十五条（第二十項を除く。）」とあるのは、「附則第十五条（第二十項を除く。）」とする。

20 前項の規定の適用がある場合における新法附則第五十六条第十五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」と、「附則第五十六条第十四項」とあるのは、「附則第五十六条第十四項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）
第十五条 新法の規定中軽自動車税に関する部分（新法第四百六十一条の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第四百五十八条第一項、第四百五十九条第一項又は附則第五十七条第三項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧法第四百五十八條第六項、第四百五十九條第二項若しくは附則第五十七條第四項の規定による還付又は旧法第四百五十八條第七項（旧法第四百五十九條第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第五十七條第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十八条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される令和二年度分及び令和三年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

6 新法附則第五十八条第一項から第三項までの規定の適用については、旧自動車持出困難区域は自動車等持出困難区域と、二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月三十一日）は新法附則第五十四条第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。

（事業所税に関する経過措置）
第十六条 新法附則第三十三条第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和八年前の年分の個人の事業及び令和八年前の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分（地方税法第七百二条の八第八項において準用する新法第三百七十四条の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和六年四月一日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。

第二十二條第二項中「第二十四條第四項」の下に「第二十四條の二第二項」を加える。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十四條の二 第七條第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五條第一項第一号中「昭和三十四年法律第四百七十七号」を削る。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第六條 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第六百六十四條第七項（同法第六百六十五條第三項において準用する場合を含む。）を削る。

第十七條中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。

第二十二條第二項中「第二十六條第四項」の下に「第二十六條の二第二項」を加える。

第二十六條の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十六條の二 第八條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の六十八第八項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七條第一項第一号中「昭和三十四年法律第四百七十七号」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七條の二第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同法第三百十四條の七第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）、及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条第五項及び第六項並びに第十一条第四項及び第五項の規定 令和八年十月一日

二 第一条中地方税法第二十三條第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三十四條第一項第六号の改正規定、同法第三十七條の二第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三、第二百九十二條第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三百十四條の二第二項第六号の改正規定、同法第三百十四條の七第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、並びに同法第三百十七條の三の二第二項第二号及び第三百十七條の三の三の改正規定並びに同法附則第三条の三第一項の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第四条の五第一項の改正規定（第十六号に掲げる改正規定を除く。）、同条第三項の改正規定、同法附則第五条の四の二第二項の改正規定（令和二十年度）を「令和二十五年年度」に改める部分及び同項第一号に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「平成七年度（令和二十年度）」を加える部分を除く。）に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（令和二十年度）を「令和二十五年年度」に改める部分（「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法附則第五条の五の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第三十三條の二の二第二項及び第二項の改正規定、同条を同法附則第三十三條の二の三とし、同法附則第三十三條の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の二の二第二項、第三十五條の二の三第二項、第三十五條の二の二及び第三十五條の三の四第三項の改正規定、同条を同法附則第三十五條の三の五とする改正規定、同法附則第三十五條の三の三を同法附則第三十五條の三の四とし、同法附則第三十五條の三の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第四十五條第一項の表附則第五條の四の二第一項第一号の項の改正規定（附則第五條の四の二第一項第一号）を「第一項第一号」に改める部分を除く。）、並びに同条第四項の表附則第五條の四の二第五項第一号の項の改正規定（附則第五條の四の二第五項第一号）を「第五項第一号」に改める部分を除く。）、並びに附則第三條第二項、第九項、第十項及び第十二項並びに第十條第二項及び第八項から第十項までの規定 令和九年一月一日

三 第一条中地方税法第二十七條第二項の改正規定、同法第六十九條の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の二の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の四の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の六の次に一条を加える改正規定、同法第七十二條の八第二項の改正規定、同法第七十二條の六十九の次に一条を加える改正規定、同法第七十三條の三十七の次に一条を加える改正規定、同法第七十四條の二十八の次に一条を加える改正規定、同法第九十五條の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四條の五十二の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七條の二十二を同法第六十九條とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十七條の二十二を同法第六十九條とする部分を除く。）、同法第二百一十一條の次に一条を加える改正規定、同法第二百八十六條の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九條第二項の改正規定、同法第三百三十二條の次に一条を加える改正規定、同法第三百五十一條の改正規定、同法第三百七十四條の次に一条を加える改正規定、同法第四百六十三條の二十八を同法第四百六十一

規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法に、掲げる高齢者移動等円滑化法を「規定する同法」に改め、もの（一）の下に「総務省令で定めるものを除く。」を加え、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、三分の一の下に「を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」を加え、同条第二項及び第三項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第十六条の二第一項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第七項中「の特定被災住宅用地」を「第二項に規定する特定被災住宅用地」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の三 令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の二の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する避難の指示等の対象となつた区域のうち当該区域に係る同項に規定する避難等解除日の属する年が令和七年以後の年である区域内にある土地を除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（同条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 令和五年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（令和六年一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部

分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（令和六年一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（令和五年一月二日以後に使用し、又は収益することのできるもの）に限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされたときは、当該被災住宅用地の所有者等をもって当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなし、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは、「土地以外の土地」と、「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは、「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは、「従前の土地のうち第二項に規定する特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二)を乗じて得た額

- イ 特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの
(1) 港湾法第三十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備
(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備
(3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第八條第三項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

四 特定地熱発電設備(第一号八に掲げるものを除く。)
特定水力発電設備(第一号ロに掲げるものを除く。) 当該特定水力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定水力発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三)を乗じて得た額

附則第十五条中第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第二十五項とし、第二十七項を第二十六項とし、同条第二十八項中「昭和二十四年法律第九十三号」を削り、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、同条第三十一項中「平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、同条第三十五項中「企業組合を除く。」の下に「又は農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を第三十七項とし、第三十九項を第三十八項とし、同条第四十項第一号中「平成十五年法律第七十七号」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を第四十項とし、第四十二項を第四十一項とし、同条第四十三項中「第十条の五の四第四項第七号又は第四十二條の八の十二の五第五項第九号」を「第十条の五の四第四項第七号又は第四十二條の八の十二の五第四項第八号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同条第二項中「前条第十二項、第二十六項若しくは第四十五項」を「前条第十一項、第二十五項若しくは第四十四項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「令和四年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「次条並びに附則第十五条の八」を「から附則第十五条の八まで」に、「住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告(以下この項において「勧告」という)を受けた者が、同条第五項の

規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅(その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。))を「次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域(第二号において「市街化調整区域」という。)のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。))」に改め、除く。以下この条の下に「及び次条」を加え、次条第一項を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもの)のうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。
イ 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で総務省令で定めるもの
ロ 地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域
ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
ホ 特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。)

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

附則第十五条の六第二項中「令和六年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の七第一項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「から附則第十五条の十まで」を「次条及び附則第十五条の十」に改め、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第一項中「(以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。))」を削り、「政令で定めるもの」を「同法第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。」に、「平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて」に、「高齢者移動等円滑化法第二条第一号」を「同条第一号」に、「当該施設」を「当該家屋」に、「であつて、高齢者移動等円滑化法」を「であつて、当該利便性等向上改修工事に係る部分が同法第十四条第一項に

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第二号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二十五」を「第七十一条の二十四」に、「市町村に対する交付(第七十一条の二十六)」を「清算及び交付(第七十一条の二十五・第七十一条の二十六)」に、「第一百五十五条」を「第

「第二款 環境性能割

第一目 課税標準及び税率(第一百五十六条―第一百五十八条)

第二目 申告納付並びに更正及び決定等(第一百五十九条―第一百七十二条)

第三目 督促及び滞納処分(第一百七十三条―第一百七十七条の五)

第四目 市町村に対する交付(第一百七十七条の六)

第五目 種別割(第一百七十七条の七)

第六目 賦課及び徴収(第一百七十七条の八―第一百七十七条の十八)

第七目 督促及び滞納処分(第一百七十七条の十九―第一百七十七条の二十四)

第八目 賦課及び徴収(第一百五十五条―第一百五十五条)

第九目 督促及び滞納処分(第一百六十六条―第一百七十七条)

第十目 環境性能割

第一目 課税標準及び税率(第四百五十条―第四百五十二条)

第二目 申告納付並びに更正及び決定等(第四百五十三条―第四百六十三条の四)

第三目 督促及び滞納処分(第四百六十三条の五―第四百六十三条の十四)

第四目 種別割(第四百六十三条の十五)

第五目 賦課及び徴収(第四百六十三条の十六―第四百六十三条の二十四)

第六目 督促及び滞納処分(第四百六十三条の二十五―第四百六十三条の三十)

第七目 賦課及び徴収(第四百四十九条―第四百五十七条)

第八目 督促及び滞納処分(第四百四十九条―第四百五十七条)

第九目 賦課及び徴収(第四百四十五条―第四百四十五条)

第十目 環境性能割

第一目 課税標準及び税率(第四百四十二条―第四百四十二条)

第二目 申告納付並びに更正及び決定等(第四百四十二条―第四百四十二条)

第三目 督促及び滞納処分(第四百四十二条―第四百四十二条)

第四目 種別割(第四百四十二条―第四百四十二条)

第五目 賦課及び徴収(第四百四十二条―第四百四十二条)

第六目 督促及び滞納処分(第四百四十二条―第四百四十二条)

第七目 賦課及び徴収(第四百四十二条―第四百四十二条)

第八目 督促及び滞納処分(第四百四十二条―第四百四十二条)

第九目 賦課及び徴収(第四百四十二条―第四百四十二条)

第十目 環境性能割

第一目 課税標準及び税率(第四百四十二条―第四百四十二条)

第二目 申告納付並びに更正及び決定等(第四百四十二条―第四百四十二条)

第三目 督促及び滞納処分(第四百四十二条―第四百四十二条)

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十二条の四第一項中「記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること)」を「電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定するものに限る。))」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又はロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

二十二条の四第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならぬ。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したとき)に、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。をとり。

11 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならぬ。

二十二条の四第五項中「前項」を「第五項」に、「場合には」を「場合において、許可状を発するときは」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず当該税吏員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならぬ旨

二十二条の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7 当該税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

7 当該税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

7 当該税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

7 当該税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

7 当該税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

7 当該税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。